

2

3

日韓問題研究会資料二

昭和三十二年十一月  
アシア局第一課

財産請求権問題

秘密指定解除  
公文書監理室

極秘

## 財産・請求権問題

(1) 朝鮮の独立に伴い、日韓両国がそれぞれ相手国に有する財産及び相手国に対する請求項目をいかに処理するかは、平和条約第四条(a)項により、日韓両国政府の特別取極の主題とされている。

しかして日韓両国の主張は、平和条約第四条(b)項を日本が承認したとの意味で具体的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し所有されたとする趣旨の軍令第三十三号「付属一ノ」をめぐる法律解釈で全く対立している。

(2) 韓国の方の主張は、日本の韓国併合は不法行為であり、よつて日本の統治期間中に造成された在韓日本財産はすべて非合法的に獲得されたものであり、全般的に没収されるものである。

在韓日本財産は軍令第三十三号によつて没収され、ついで一九四八年の米韓協定により韓国に移譲されたものであり、日本は平和条約第四条(b)項によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、在韓日本財産に対する請求権は全く存在せず、従つて第四条(a)項にいう特別取極の主題となるのは、韓国側の一方的対日請求権のみであるといふにある。

(3) 右韓国側主張に対しわが方は、日本が第四条(b)項を承認したことの意味は、國際法上適法と認められる処分のみを承認しているのであり、占領軍たる米軍は單に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産まで直接かつ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令第三十三号を承認しているのは米軍の敵産管理處分の行為を認めていいるのに止り、これ等財産が売買、移転せら

れた場合にもその財産の対価あるいは果実に對しては、原所有者たる日本人が依然として請求権を有するものであり、従つてわが方の在韓財産に対する請求もまた日韓特別取極の主題となり得るというのである。

(4) 右の如く両国の主張は平和条約第四条(同項)の法律解釈をめぐり根本的に対立しており、爾來韓国は、日韓会談再開のための前提条件として日本が在韓財産に対する請求権を放棄すること及び昭和二十八年十月の日韓会談の際、本問題につき述べられた久保田代表の発言を取消すことを執拗に繰返している。

(5) 従つて日韓会談を再開に導くためには、わが方対韓請求権についての法律論を再検討する要がある

また第四条の(4)項は元来平和条約草案になかつたのであるが、韓国が米国政府に働きかけた結果、挿入されたといふ縦縛を有し、米国としても終戦後韓国においてとつた日本財産処理よりすれば、右韓国側要請を無下に拒否するを得ない立場にあつたとみられる。

(5) 本条項に関する米国政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付在米韓国大使あて書簡（付属二、同一趣旨は日本側にも伝達された）に示されており、在韓日本財産権が剝奪(*seizure*)されたと見

でいる。

さらに本問題に関する米側見解はアリソン大使が昭和三十一年一月十八日谷大使に手交した「日韓請求権解決に関する対日平和条約第四条の解釈に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明」（別添）に詳細に示されている。本スナートメントも在韓日本財産に対する日本側請求権を否認している。  
（向島）

（6）  
じたがつてわが方は対韓請求権の放棄を覚悟しなければならないが、かくするときは、韓国側従来の主張のごとく請求権交渉において議題となるのは韓国側の一方的対日請求ということになるとみられる。

韓国は第一次日韓会談において附属四のような対日請求を行い、次いで第二次会談において右を具体化したともいべき附属五のよ

うな請求項目を提示してきた。

これら項目については領土の割譲あるいは分離の際ににおける先例に照らし法律的に十分に検討し対処することが必要である。

秘密指定解除

公文書監理室

Draft Statement of U.S. Position on Interpretation  
of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with  
Respect to Korean-Japanese Claims Settlement

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department interpreted Article 4 of the Japanese Peace Treaty as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and act of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The Department remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States military government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as incompatible with the language, rationale and intent of the vesting decree, the transfer agreement, and Article 4(b) of the Peace Treaty.

When it came to Korean claims against Japan and Japanese nationals, the drafters of the Peace Treaty did not consider that they had before them either sufficient facts or sufficient analysis of applicable legal theories to lay down a solution in the Treaty, although it was obvious that such claims had already been met to some degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea. Accordingly, as in the case of other former Japanese territories, they left these questions entirely to

arrangements

to be made by the countries concerned  
They contemplated the  
in the special arrangement

referred to in Article 4 (a) the parties would take into account the fact that Japanese-owned properties in Korea had been vested) hence the statement in the above opinion that such disposition was "relevant" in the consideration of the special arrangements. Thus the special arrangements between Korea and Japan would encompass determination of the extent to which Korean claims against Japan should be considered to be extinguished or satisfied by virtue of the take-over by the Korean Government of Japanese assets in Korea.

It was appropriate, it is believed, for the United States to give the interpretation set forth in the Department's note of April 29, 1952, to the Korean Ambassador because of the responsibility of the United States for the Treaty provisions; but it does not appear appropriate for the United States to express opinions as to just how the disposition of Japanese properties in Korea is to be taken into account by the parties in entering into the special arrangements are a matter between the two governments concerned, and such a determination can only be made by the parties themselves or by an authority which might be charged by them with doing so and after full examination of the facts and applicable legal theories which the parties might present.

*Contemplated by the Treaty. The special arrangement.*

韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案

(一九五二年二月二十一日提出)

一、韓國より運び來りたる古書籍、美術品、骨董品、その他國宝、地圖原版及び地金と地銀を返還すること

二、一九四五年八月九日現在日本政府の對朝鮮總督府負債を決済すること

三、一九四五年八月九日以後韓國より付替又は送金されたる金員を返還すること

四、一九四五年八月九日現在韓國に本店又は主たる事務所のあるたる法人の日本にある財産を返還すること

五、韓國國民（法人を含む）の日本國又は日本國民（法人を含む）に対する日本の國債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金及びその他の請求権を決済すること

六、韓國國民（法人を含む）所有の日本法人の株式又はその他の

- 証券を法的に認定すること
- 七、前記の諸財産又は請求権より生じた諸果実を返還すること
- 八、前記の返還及び決済は協定成立後即時開始遅くとも六箇月以内に終了すること

極  
秘

秘密指定解除

公文書監理室

AIDE-MÉMOIRE on talking of the 14th May, 1953

一 韓国國宝、歴史的記念物（美術工芸品、古書籍その他）

返還請求に關し目録提示打合せの件

二 韓國地図原版、実測地図及び海図返還請求に關し目録提示打合せ

の件

三 韓国人（法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式その他の証券）償還その他取扱方法に関する日本側意見照会の件

四 韓国人被徵用労務者に対する諸未払金供託分に対する資料打合せの件

の件

附  
属  
文

AIDE-MEMOIRE on talking of the 23rd May, 1953

一九四五年九月三十日付 S C A P I N 七四号による特定在韓活動閉鎖機関（朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会）の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件

一九四五年九月二十一日付 S C A P I N 四五号及び一九四八年十一月十七日付 S C A P I N 一九六五号に關連する在韓会社三 四九社の在日財産管理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況照会の件

太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦歿者七四、八〇〇名（未確定概数、追て名簿提出可能）に対する弔慰金等措置に關する日本側対策又は意見

太平洋戦争中韓国人被徵用労務者（一九四六年九月三十日現在申告者数一〇五、一五一名内徵用中死亡者一二、六〇三名、同負傷者約七、〇〇〇名但し、以上は未確定数たるも、追て名簿提出可能）に關する諸未払金及び弔慰金等措置に關する日本側対策又は意見

五 韓国内において交換回収し S C A P 要員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金清算方法並

びに時期に対する日本側意見

六 韓国人が日本及び日本占領地域より帰国の時、当該地日本官憲に強制的に保管寄託せる日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等保管状況及び同代り金清算方法並びに時期に対する日本側専門的意見

七 戰爭終結直後朝鮮銀行が立替支払いたる日本政府一般会計才出国庫金七四二、八五九、〇〇二円及び日本銀行に対する貸越金一五八、八八九、八四二円清算方法及び時期に対する日本側専門的意見

八 朝鮮銀行券發行準備在日分還元方法及び時期に対する日本側意見

九 旧朝鮮總督府東京出張所資産（朝鮮總督府鐵道局局員共濟組合財產）一管理状況照会の件

一 朝鮮獎学会維持財團在日財產現況に關する照会の件

AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953

「旧寧田家財産韓國國有化に關する件通知  
」朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産等返還方法に関する日本側意見照会の件

諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

A の 部

朝鮮電業株式会社注文品代金前渡金 一一千五百四十九円  
京城電氣株式会社 " 一一千五百八十八 " " "  
南鮮電氣株式会社 " 一一千五百四十九 " "  
西鮮合同電氣株式会社 " 一一千五百四十九 " "  
農地開発當團 " 一一千五百四十九 " "  
馬事会種馬代金前渡金 " 一一千五百四十九 " "

B の 部

在外日本軍部機関の供託金等  
麻薬代金未収金（日本厚生省外） 一一千五百四十九円  
交通部運賃乗車券代その他未収金 一一千五百四十九円  
林產物供出代金未収金 一一千五百四十九円

朝鮮食糧營團未收金  
水利組合連合會關係未收金  
農地開發營團工事前渡金

韓国人加入者に対する日本十九生命保険会社の生命保険責任準備金  
同未経過保険料概算  
十三損害保険会社の未払保険金  
同十三会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金  
日本側在韓支店銀行の預金並びに為替組戻しその他雜費代払金  
日本内銀行に対する個人預金  
日本内銀行の発行せる送金  
為替にして受け取らざる分

正二十一日早晴。北風微動。天氣晴朗。日出後。風勢漸強。北風呼呼。天氣忽變。風雨大作。雷電交加。雨勢甚急。雨過後。天氣晴朗。北風微動。天氣晴朗。

D の 部

郵便為替貯金韓國側受け取り勘定

一四七五九六七〇八〇 円

貸借決裁基準の日後における韓國側受け取り勘定

一七三八四六四三三

簡易生命保険関係受取金

三九一三五二九六四

藁工品代金未収金

一五六三三一一

放送局注文品代金前渡金

一一五六〇四

専売局関係未収金

五一四〇一七四

以上 A B C D 各部の内容明細については韓国代表部韓奎永書記  
官経由にて隨時御照会被下度

D の 部 (保留事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約

五億円）に関する件

二 第三国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方法  
に関する件

極  
秘

秘密指定解除  
公文書監理室

日韓問題研究会書類二

昭和三十二年二月  
アシア問題一課

財政機関問題調査課

(司正版)

日本国及びその臣民、韓國にあるもの並びに日本に及ぶその  
民の請求権（債権を含む）が現在韓國又はその他の第三國へ残る場合に對  
するものの大綱並びに日本國も亦韓國又はその他の第三國へ賠償義務の負担  
本日及ぶその日起訴する事（平和）韓國及（韓國の）請求権（債権を含む）

（代理人）

### 財政・韓東部問題

一、(註)明確の独立に伴い、自韓兩國がそれぞれ和平的有する財政問題  
相手國に対する要求項をいかに整理するか付。平和条約前四条

同項により、日韓兩國政府の財政取扱の主権とされている。

しかして日韓兩國の主権は、平和条約前四条同項を日本が承認  
したことの意味、具體的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六  
日付で発出し、在韓日本財政が米軍に無効し所有されたとする事  
旨の命令(三十三号)付(註)をめぐる法理争點で全く対立し  
ている。

二、(註)韓國の主導性、日本の過誤所命は不法行為であり、よつて日本の  
政治経済中止責成され在韓日本財政はすべて合法的に強制さ  
れ及ぼす。

在韓日本財産は今第三十三号によつて没収され、ついで一九四八年の春韓卒により韓半に移管されたものであり、日本は平和条約締結事務局によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、在韓日本財産に対する請求権は全く存在せず、併つて右四条問題といふ特種取扱の主因となるのは、韓國領の一方的

對日賠償債のみであるといつたある。〔前日提案を行ひづらがオニセ会議にて右を具体化したとぞうべく附屬(3)の清求額目と提出いた。〕

(3) 右韓國領主導に致しかるべき方針、日本が第四条問題を承認したことの意味は、韓國法上直ちと被められる处分のみを承認しているのであり、占領取たる米軍は車両及各種管理者の立場にあつたに過ぎず、秋有時頃まで車輌かつ包括的に没収するを期なむにけずである。

在韓合意書(第1次)により、又はその摘要(從つて行内本部がそつて日本)から、日本が開港場二十三号を放棄していけるのは米軍の新駐守權の行為を兼めていたのに止り、これ等財産が開貿、移管せら

れた場合にその財産の残価あるだけ保険に対しても、被所有者が  
たる日本人が依然として請求権を有するものであり、従つてわが  
方の在留財産に対する請求もまた日本政府の主権となり得る  
ところである。やがては在留地に施設の付属の提携も行つた。

三、右の如く英國の主張に早速答へ第四条の法律解釋をめぐり複  
本約定成立してから、翌來英は、田舎会社再開のための補足条  
款として日本が在留財産に対する請求権を放棄することを承認され  
十八年十月の日露会議の際、本問題につき述べられた久保田代  
表の答辭が記述する所を摘要に轉述してある。

（略）従つて日露会談を再開に導いたものに、わが方則韓清米酒代につての法律案を再提出する所である

また第四条の可憲は元來平和條約草案になかつたのであるが、韓國が本國政府に繼承を受けた結果、輸入されたところの經緯を有し、本國としての本國政府が本國政府へとへつた日本財産然るべきすれば、右の問題を解决せしむ下れを命ぜするを聽取ら立場であつたと申られる。

（略）本条項に關する本國政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付

在米韓國大使にて書簡一通（略）一通は日本財代を眞摯あれ

（略）本条項に關する本國政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付

在米韓國大使にて書簡一通（略）一通は日本財代を眞摯あれ

7 日韓請求权解決の事、前日平和条約の白条の解説書の商す  
アメリカ合衆の政府の立場の表明を示されてい。

右米側見解は兩者とも在韓日本残産の付す日本側  
請求権を否認した点と同様で、後者にあつて  
は前者が左の「平和条約四條」項において日本が有効とし  
て認めた戦争の處理は、米側見解によれば「平和条約四條」(2)

の解説

の解説

の解説

の解説

の解説

の解説

の解説

默行して韓日。討日請本の圖は、一千九百零九年十二月三十日請本の志草大子が  
日本請求本院の日本政府の事務官に於て、所長拉度滿作  
の所長と申すが、此の事務官の規定によると、  
左の如き事務は、はるかに左法律論の分析を以て左の  
特別取締の職は、韓日。討日請本の日本政府の取締の  
の而次と曰韓日。特別取締の本古石川あり、且韓  
特別取締の職は、韓日。討日請本の日本政府の取締の  
時、韓國の管轄に當り、又は、不滿足した事務は、

此乃一例也。範圍。決定問題。它。少。有。二。

之。未。曰。例。見。解。已。說。明。之。之。

三

a、日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

五〇六四六二四六〇〇

b、日本人に対する韓国内金融機関の滞り賃金

二一六二四二七六三〇〇

c、日本法人並びに日本人に対する仮払金

二一六五八二六〇〇

d、日本法人並びに日本人の未納税金

一六二二一〇二一五〇〇〇

e、貿易補償金

一一九六一七八二〇〇〇〇

f、貿易保留金

一〇二五七五五〇〇〇〇

g、軍事行動による被害

二三二三九八八八三〇〇〇

h、強制撤去並びに疎開による被害

一〇〇五二一三六〇〇〇〇

i、一九四五年八月九日以後日本官吏の越権行為による被害

二二二三二二三〇〇〇〇

j、強制供出による被害

二八四八八八〇三七〇〇〇

k、公共団体の破壊並びに企業整備による被害

三八〇一八六八六〇〇〇

韓国に扣留された船舶のうち、國連軍によるものは返還されてくるから、韓国側によるものもすべて返還すべきである。（議題）

D)

大局的な解決をはかるため、韓国海運業の発展に資するという名目で、船舶の置籍及びヴァースティング・デクリーに関する解釈とは関係なく、日本政府が商船五、六一〇トン、漁船三三六トンを韓国政府に提供するという形式により、韓国に扣留されてくる日本漁船の問題を除き、懸案となつてた船舶問題の最終的解決をはかることを提案し、韓国側の出方いかんでは、右船舶の増量を考慮して、おひとめほのめかした。

上記の数量は、韓国が返還を期待している七四、〇〇〇トンの十五分の一で、余りに少く、受入れられないと主張した。